

### 【アメリカ】 下院の政治倫理監督機関設置決議案可決

アメリカ連邦議会下院は 2008 年 3 月 11 日、議員が政治倫理に反する行為を行った際に審査を開始し、その結果を下院倫理委員会に報告する機関として、下院に議会倫理局 (Office of Congressional Ethics: OCE) を設置する決議案 (H.Res.895, 110<sup>th</sup> Cong.) を 229 対 182 で採択した。OCE は現職議員を含まない 6 人の有識者による委員で構成され、半数ずつを下院議長と下院少数党院内総務が指名する。指名に際しては、下院議長と少数党院内総務は互いの推薦候補に同意することが必要とされる。この点は提出時の決議案にはなかったが、両政党の議員の間に、OCE の審査が政治的に利用されることへの不安が根強いことから、修正案として加えられた。また OCE の審査は、2 人の委員の請求をもって開始されるが、その際の 2 人の委員はそれぞれ違う政党から推薦されたものでなくてはならないとの条項も加えられた。OCE は下院のみを対象としており、上院には適用されない。

(梅田 久枝・海外立法情報調査室)

### 【アメリカ】 手荒な尋問を禁止する法案に大統領拒否権を発動

アメリカ上院は、2008 年 2 月 13 日、「2008 会計年度情報授權法案」(Intelligence Authorization Act for Fiscal Year 2008, H.R.2082)を賛成 51、反対 45、棄権 4 で可決した。この法案には、CIA (中央情報局) がテロ容疑者などに対し、暴力的で手荒な尋問を行うことを禁止する条項が盛り込まれている。具体的には、水責めなど軍のマニュアルに記載された 19 の尋問技術が挙げられている。同法案は、すでに上院で一度可決され、下院でも昨年(2007 年)12 月に修正の上、可決されている。上院情報委員会の J.ロックフェラー委員長 (民主党) は、「報復をすると、それはブーメランのようにわれわれのもとに戻ってくる」と語った。ブッシュ大統領は、尋問の技術を制限するような法案は認められないとして、拒否権を発動した(3 月 8 日)。議会は再度可決したが、大統領の拒否権を覆すことができる 2/3 以上の多数の賛成を得られず、同法案は廃案となった(3 月 11 日)。

(木戸 裕・海外立法情報調査室)

### 【アメリカ】 再生可能エネルギー事業のための税控除法案下院で可決

アメリカ下院は、2 月 27 日、「再生可能エネルギー及びエネルギー保存税法案」(Renewable Energy and Energy Conservation Tax Act of 2008, H.R. 5351)を可決した(共和党議員 8 名を含む賛成 236、反対 182)。同法案は、現在、大手石油会社、ガス会社に認められている税控除を廃止し、その分を、風力、太陽、地熱、エタノールなどの再生可能エネルギー事業の税制上の優遇措置に向けようというものである。今後 10 年間で、額にして約 175 億ドル (約 1 兆 7500 億円)が見込まれている。下院歳入委員長のランゲル議員 (民主党) は、「地球温暖化に対処できるだけでなく、外国の石油に依存している現状を改善し、国の安全保障面にも資する」と評価する。共和党は、特定企業に不利益を与えるとしている。昨年 (2007 年) も同様の法案 (H.R.2776) が下院で可決されたが、上院では、共和党の反対で成立しなかった。上院民主党と共和党との間で調整が行われている。

(木戸 裕・海外立法情報調査室)

## 【アメリカ】 下院、精神疾患者の医療保険同等法案可決

2008年3月5日、アメリカ下院は、「メンタルヘルス及び依存症同等法案」(Paul Wellstone Mental Health and Addiction Equity Act of 2007, H.R.1424)を可決した(賛成268、反対148)。同法案は、医療保険の適用にあたり、精神的な疾患者と肉体的な疾患者を同等に取り扱うことをその内容としている。精神疾患者に対する差別撤廃運動に長年取り組んできた故ポール・ウェルストーン議員(民主党)の名前が、法案名に冠されている。遺伝子情報に基づいて差別することを禁止する内容も盛り込まれている。「1974年被雇用者退職所得保障法」712条、「公衆衛生サービス法」2705条、「1986年内国歳入法」9812条もあわせて改正される。同法案に反対する人たちは、保険料が上がるとして批判している。上院ですでに可決されている「メンタルヘルス同等法案」(Mental Health Parity Act of 2007, S. 558)は、下院法案より限定的な内容となっており、今後調整が必要となる。

(木戸 裕・海外立法情報調査室)

## 【アメリカ】 輸入品の安全性確保に関する法案

鉛を含有する輸入玩具を誤飲した子どもが重傷を負ったことから、輸入品、特に玩具に関する安全性強化に関する法案(H.R.4040及びS.2663)が、2007年末から2008年初めに連邦議会両院で活発に審議されてきた。3月6日、法案は両院を通過したが、上院で修正が加えられたため、今後は両院協議が予定されている。上院の修正点は、検査官の業界費用での渡航禁止規定の追加、製造者の罰金上限の2000万ドルへの引上げ(下院案の2倍)、製品の鉛配合許容率の数値のさらなる引下げ、第三者による安全性テスト義務化、リコール製品の特定を容易にするためのラベルやパッケージ追跡の義務化、耐久消費財への購入者登録申請書添付の義務化、製品クレーム情報のデータベース一般公開等となっている。ブッシュ大統領は法案、特にデータベース公開に反対の立場を取っており、両院は対抗策を講じていた。最終的に、大統領は拒否権行使予定を取り止めたと報じられている。

(井樋 三枝子・海外立法情報課)

## 【アメリカ】 食品の安全確保のための専門機関を設立する法案

2008年1月、連邦機関への納入実績も高い企業が「へたり牛」に電気ショックを与えて立たせ、BSE検査を通過させたこと等が問題となり、アメリカでも輸入品のみならず、国内生産の食の安全性が問われている。農務省食品安全調査局が食肉等の安全管理を管轄していると同時に、米国产畜産物の輸出促進も行っていることから、同局の安全性チェック機能に疑問が呈されている。加えて、アメリカでは保健・福祉省食品・医薬品局(FDA)をはじめ、食品衛生担当が15機関に跨っており、この点も問題視されている。2007年2月、連邦議会両院で食品安全管理を専門とする単独機関を設立する法案(H.R.1148及びS.654)が提出された。新機関はFDAの2倍の規模とし、食品経由の汚染物質特定権限、食品取扱基準策定権限や外国の加工施設承認権限等が付与される。これらの法案の審議は委員会付託後、1年を経ても難航している。法案が複数の所管委員会にかかることと、利害関係者の多さがその理由とされる。

(井樋 三枝子・海外立法情報課)

## 【EU】EU の政策決定を透明化するための行為規範提案

EU の政策決定に関心を寄せるアメリカ企業の増加に伴い、EU 各機関に働きかけるロビイストが増えている。現在ブリュッセルには、そのような活動を行うロビイストがおおよそ 1 万 5000 人いるといわれる。これまでのところ、EU にはアメリカのような事件は起きていないが、ロビイストが政策決定過程に不当な影響力を及ぼすことのないよう、EU の行政執行機関である欧州委員会（European Commission）は、2005 年 11 月に「ヨーロッパ透明化計画」をスタートさせ、2007 年 12 月にはロビイストの登録制度の新設について公開協議を行うなどの行動を起こしている。公開協議の結果を踏まえ、2008 年春には、企業や利益団体の代理人の登録制度を含む具体的な行為規範が実施される予定である。公開協議で提示された案によれば、代理人は登録時に自らの氏名・組織と雇い主を明らかにし、透明性、廉潔性の原則に基づいて行動すると誓約することなどが求められる。

（梅田 久枝・海外立法情報調査室）

## 【イギリス】ID カード制度施行計画の公開

ID カード制度は、2006 年 ID カード法に基づき、在英 16 歳以上の者を対象とするデータベース「英国 ID 登録簿（NIR）」を設ける制度である。NIR には顔写真、指紋、（将来的には）虹彩等の生体認証情報等も含まれることになる。ID カード制度は、当初、2008-9 年度に任意の参加が始まり、2013 年に義務化するとの道筋が想定されていた。2008 年 3 月、その具体的な計画が内務省から発表された。2008 年 11 月から欧州経済領域（EEA）外の外国籍者は、入国又は滞在延長時に ID カード発行のための登録が義務化される。次に 2009 年から空港職員、オリンピックの安全担当者等イギリス市民でも身元情報の明確化が必要な者は同措置の対象となる。2010 年からは若年者を対象とした自発的登録が始まり、2011-2012 年には旅券の発行・更新と連動した一般の登録が開始される。2017 年に総人口の 80% の登録が実現した時点で、登録義務の法制化が行われる予定である。

（岡久 慶・海外立法情報課）

## 【イギリス】市民権制度改革の勧告

今や移民国家（総人口の 8% が外国出身）といってもよいイギリスは、近年の暴動やテロにより社会統合の立ち遅れが問題視されている。現ブラウン政権は、発足時から市民権に伴う権利と責任を明確化する包括的討議を提案し、前法務長官ゴールドスミス卿にそのレビューを依頼していた。2008 年 3 月 11 日、ゴールドスミス卿は「市民権：共通の絆」を発表し、次のような勧告を行った。①永住の枠組を改革し、永住者をイギリス市民と二重国籍を認めない国出身者のためのイギリス准市民に二分する。②市民の権利と責任を明確化した憲章を作る。③ロンドン・オリンピックと女王即位 60 周年にあわせて国家記念日の祝日を設ける。広く受け入れられるために、歴史的意義のある日は避ける。④現在は市民権獲得のため行なわれている王室及び国への忠誠を誓う儀式を、子どもの市民性教育の最終段階として導入する。⑤地域活動参加者に、地方税払戻しや大学の学費減額を行う。

（岡久 慶・海外立法情報課）

## 【イギリス】2008年銀行(特別措置)法—銀行国有化の臨時措置

サブプライムローン問題で経営が悪化したノーザン・ロック銀行に対して、イギリス政府は、当初買収による救済を検討していたが、条件に適う買い手が見つからなかった。このため、2008年2月に同銀行の臨時的な国有化を決定し、2008年銀行(特別措置)法を制定した。この法律は、イギリスの金融システムの維持又は既に公金投入が行なわれた場合の公益の保持のために、金融サービス機構によって預金業務を認められた機関の証券及び資産を、財務省、イングランド銀行又は財務省が指定した機関に移管する命令を発する権限を財務省に与えている。移管された証券、資産に対する責任は財務省が負う。法案は2008年2月18日に下院に提出され、2月21日に成立した。野党である保守党は、法律がノーザン・ロックに限らず、金融業一般の国有化を可能とする広範なものであり、また国有化された銀行に競争上不当な優位を与えているとして批判している。

(岡久 慶・海外立法情報課)

## 【フランス】小児性愛犯罪者を再勾留する法律と憲法評議会判決

「安全のための勾留及び精神障害を理由とする免責に関する法案」は2008年2月6日と7日に両院でそれぞれ可決されたあと、憲法上の異議の申立てがあり、憲法評議会に付託されていたが、2月21日に憲法評議会の判決が下った。同法案は、児童殺人等の罪で15年以上の拘禁刑に処せられた小児性愛者が、再犯を犯す危険性が高いと判断されたときは、刑期が終わったあとで、新設の「社会・医学・司法センター」に勾留することを予定していたが、これに反対する議員たちはこの措置は刑罰に該当し、遡及罰を適用することは共和国憲法に反すると主張していた。憲法評議会はこの措置が刑罰に該当することは認めなかったが、この措置の自由剥奪的性格や際限なく更新される危険性を考慮すると、遡及して適用することはできないと判断した。また刑期を終えたあとにとるべき措置はほかにもあり(電子腕輪の装着等)、同センターに勾留できるのはそれらの者が当該措置を守らず、新たに重大犯罪を犯す特別に重大な危険性を示した場合に限られると判断した。

(高山 直也・海外立法情報調査室)

## 【フランス】EU新基本条約の批准及び憲法改正

2007年12月13日に、EU新基本条約(リスボン条約)が調印された。それを受けて、外務及びヨーロッパ相は、当該条約の批准の承認に関する法案を提出し、2008年2月7日及び8日に、上下両院において、圧倒的多数で可決された。また、フランス第5共和国憲法第15章を改正する2008年2月4日の憲法的法律第2008-103号が制定された。これは、リスボン条約の批准の上で必要となる憲法第15章の改正を行うことを目的としたものである。第1に、第15章に第88条の6を追加し、EUとフランスとの補完性の原則を規定した。この補完性の原則とは、ある決定や自治を可能な限り自国で行い、それが不可能である場合のみEUで行うというものである。すなわち、EUによる政策決定を抑制し、加盟国の自主性や裁量権を尊重する原則である。第2に、第15章に第88条の7を追加し、フランス議会がEU新基本条約の今後の改正等につき、反対を表明することができることが明記された。

(鈴木 尊紘・海外立法情報課)

## 【フランス】 遺伝子組換え作物に関する法案の提出

2007年12月19日、エコロジー及び持続的開発相は、遺伝子組換え作物に関する法案を閣議に提出した。これは、2007年7月から10月にフランスで行われた、政・官・民が一堂に会する「環境グルネル会議（Grenelle de l'environnement）」で推奨された方策を法律化し、遺伝子組換え作物に対する環境保護と公衆衛生面での対策を打ち出そうとするものである。第1に、遺伝子組換え作物に関する、各分野にまたがる独立した最高機関（Haute Autorité）を設け、当該作物に関係するあらゆる問題についての公式見解を述べさせる。第2に、新しい責任体制を確立し、遺伝子組換え作物を栽培する農業関係者等に、当該作物の拡散を防止するための厳しい技術的条件を守らせる。また、この農業関係者から事前に財政的保証の約束を取っておき、万が一の事故による損害にそなえる。第3に、遺伝子組換え作物が栽培されている耕地の規模や何がどこで栽培されているのかを把握できるようにするための公的な全国的データベースを作る。

（鈴木 尊紘・海外立法情報課）

## 【フランス】 協同会社設立促進と被用者保護に関する法律の制定

ヨーロッパ協同会社の地位及び使用者の給与支払い不能時の被用者保護に関する共同体規定の実施に関する2008年1月30日の法律第2008-89号が制定された。この法律は、2つのEU指令（2003/72/CE及び2002/74/CE）を国内法化したものである。1つは、ヨーロッパ協同会社の設立に関するものである。ヨーロッパ協同会社とは、その構成員に利益を分配するのではなく、構成員の活動を促進することを目的とする非営利の協同組合に、会社としての地位を与えたものである。同法は、当該ヨーロッパ協同会社が、EU域内で国境を越えて活動できるよう定める。2つは、被用者の保護に関するものである。EU域内の国際的企業が倒産し、被用者に給与を支払うことができなくなった場合には、当該被用者が働いていた主たるEU国の保証機関がその対処にあたること、及びその保証機関と行政機関との間で情報交換が円滑に行われるべきことを定めている。

（鈴木 尊紘・海外立法情報課）

## 【ドイツ】 偽装父子関係の認知無効を可能にする法律

ドイツでは、1998年の親子法改革により、父親の認知宣言と母親の同意だけで父子関係の認知が成立することになった。これにより、生物的な父子関係のみでなく、社会的な父子関係についても法的な認知が可能となった。ところが、この制度を悪用して滞在法上の資格を得ようとする事例が現れた。例えば、滞在許可の期限が切れて出国義務のある女性が、ドイツ国籍を有するホームレスにお金を払って自分の息子を認知してもらう。この認知によって息子は自動的にドイツ市民となり、その母もドイツに滞在できることになる。このような制度の悪用を防止するために、2008年3月13日「父子関係の認知無効のための権利を補足する法律」が制定された。民法典の改正により、父子間に社会的・家族的関係が存在しないのに認知によって子や親の入国・滞在が認められる条件が整うケースに限って、父子関係の認知無効を求める権利が管轄官庁にも与えられることとなった。

（齋藤 純子・海外立法情報調査室）

## 【ドイツ】 保険監督法の第 9 次改正

ドイツでは 2007 年末に保険監督法の第 9 次改正が行われ、2008 年 1 月 1 日から施行されている。主な改正は次の 3 点である。①連邦憲法裁判所判決（2005 年 7 月 26 日）において、存続している生命保険契約を別の保険企業に移転する際の許可に関する規定について、被保険者の利益の保護が不十分であるとの理由で違憲の判断が示されたことを受けて、「被保険者の利益が守られており、かつ、保険から生じる義務が永続的に履行されうることが示された場合」に限り、契約の移転が許可されることが明記された。②適切なリスク管理の条件を明確に定める規定が新設された。保険業に対する監督体制が、国際基準に合わせて「規制に基づく監督」から「原則に基づく監督」へと転換したことを示す。③年金基金(Pensionsfonds、金融監督庁の監督対象となる)のうち保険の形態をとらないものについて、運用の自由度を高めるため、準備金の損失の許容範囲を 5%から 10%に引き上げた。

(齋藤 純子・海外立法情報調査室)

## 【ドイツ】 エコデザインの普及のための法律

2008 年 3 月 7 日、ドイツで、EU のいわゆる「エコデザイン」指令(2005/32/EC)を国内法化するための「エネルギー消費製品の環境にやさしい形態に関する法律」(エネルギー消費製品法) (全 15 か条) が施行された。現代社会において、機能するためにエネルギーを消費する製品(冷蔵庫・洗濯機・食器洗い乾燥機・テレビ・PC・プリンター等)は、相当量の天然資源とエネルギーを消費し、環境に悪影響を及ぼしている。エコデザイン指令及びこの法律は、持続的発展のために、これら製品のエネルギー使用を継続的に減少させることを目指すものである。この法律によれば、エネルギー消費製品は、エコデザインの基準等に合致していない限り、流通・稼働させてはならない。管轄官庁は、基準を満たした製品のみが流通・稼働するように監視する。今後、個々の製品群ごとの基準が、施行法規(EU の実施措置及びこの法律に基づく法規命令)によって、定められる予定である。

(齋藤 純子・海外立法情報調査室)

## 【ロシア】 環境問題対策の本格化

ロシア政府は、環境問題に対する包括的対策に着手した。2008 年 1 月 30 日の安全保障会議において、環境問題に関する討議が行われ、プーチン大統領は、ロシア企業の有害物質排出量が年 15 - 16%の割合で増加していることや、いくつかの地域では、飲料水の 35 - 60%が衛生上の基準値を満たしていないことを指摘し、「2009 年から 2013 年までの化学的及び生態学的安全に関する連邦特別プログラム」の策定を政府に命じた。ロシアで環境問題への対策が遅れている理由としては、複数の関係省庁の機能が重複していること、現状に適した法律が整備されていないことなどが指摘されている。これらの障害を除去するために、環境問題を統括する連邦執行機関の創設、環境法典の制定が政府内で検討されている。後者については、企業の環境汚染に対する責任を強化し、環境税や、環境効率のよい製品への優遇措置を導入することが、提案されている。

(溝口 修平・海外立法情報課)

## 【ロシア】汚職に対する厳罰化の試み

ロシアでは、社会全体への汚職の蔓延が大きな問題になっており、官僚の汚職を厳罰化する法案が、長期に渡り審議されている。2007年2月に下院第一読会を通過したこの法案は、2008年3月に第二、第三読会で可決され、上院に送付された。法案は、刑法典及び刑事訴訟法典を、以下の三点について改正するものである。第一に、刑法典第292条の「職務上の偽造」と第293条の「職務怠慢」について、従来の定義に加え、「市民若しくは組織の権利及び法益、又は組織若しくは国家の法的に守られた利益に重大な侵害をもたらした場合」も、処罰の対象とした。第二に、第292条については、違反した場合の処罰を厳格化した。第三に、刑事訴訟法典第114条について、連邦構成主体の首長が告訴された場合には、それがどんな犯罪であっても、大統領は当該人物の職務を一時的に停止できることになった。従来は「重大又は非常に重大な犯罪」に限って停止できるとされていた。

(溝口 修平・海外立法情報課)

## 【韓国】公職選挙法の改正

2008年2月22日、国会本会議において公職選挙法改正案が可決、成立した。公職選挙法は、1994年に個別の選挙法を1つに統合し、全ての選挙に適用する統合選挙法として制定されたものである。全17章278か条及び附則からなる膨大な法律であり、制定後は大小様々な規模の改正が頻繁に繰り返され、選挙の前には必ずといってよいほど改正されてきた。今回も、2008年4月9日に行われる第18代国会議員総選挙を目前に控えて改正されている。改正条項は、主要なものだけで26項目ある。国会議員選挙に向けて、議員総数は299名と変わらないが、比例代表選出議員を2名減らし、首都圏の小選挙区選出議員を2名増加させ、人口の増減により選挙区の調整も行われた。その他、「候補者の政策公約を比較評価し、その結果を等級等の指標で公開する」ことを禁止する条項が新設された。これに対しては、「政策中心の選挙」という社会的要求に逆行するとの批判も見られる。

(白井 京・海外立法情報課)

## 【韓国】人事聴聞会

人事聴聞会とは、公選によらない任命職の公職者を大統領が任命する前に、国会においてその候補者に対する審査を行うものである。韓国では、米国上院の制度を参考に2000年に人事聴聞会法が制定され、國務総理、大法院長、憲法裁判所長等に対する人事聴聞を開始した。その後徐々に対象者の範囲を拡大し、現在では各省庁の長官候補者に対しても人事聴聞が行われている。今回、李明博（イ・ミョンバク）新大統領の組閣に伴い人事聴聞会が開催される前に、李春鎬（イ・チュンホ）女性部長官候補者、南柱洪（ナム・ジュホン）統一部長官候補者、朴銀瓊（パク・ウンギョン）環境部長官候補者に対して不動産投機や子の二重国籍等の疑惑が指摘され、そろって辞退するにいたった。人事聴聞会の導入以後、子の兵役や国籍、財産形成過程、不動産投機等、候補者の道徳的な面がこれまで以上に問われるようになっていく。

(白井 京・海外立法情報課)

## 【韓国】韓国版「裁判員制度」の開始

2008年2月12日、大邱地方裁判所において初の「国民参与裁判」が行われた。日本の「裁判員制度」に類似するもので、「司法への国民参加」を唱えた盧武鉉政権の意向を受けた立法からわずか1年足らずで実施にいたった。市民が評議して有罪無罪を決める「陪審制」と、裁判官と市民が協働する「参審制」を組み合わせた韓国独自の形式で、2年間試行した後、再検討して2012年に最終的な形式を決定する予定である。無作為に抽出された候補者230名に通知書が送られ、出席した86名の中から9名の正式な陪審員と3名の補欠が選出された。選出は検察官と弁護士により行われ、12名の内訳は男女各々6名、20代1名30代8名40代3名、11名が大卒以上の高学歴者であった。陪審員らは、強盗傷害罪に問われた被告人に対し、満場一致で執行猶予の評決を出し、裁判官はこれを尊重して保護観察と社会奉仕命令を併科する執行猶予判決を下した。

(白井 京・海外立法情報課)

## 【中国】科学技術進歩法の改正

2007年12月23日から29日まで開催された第10期全国人民代表大会常務委員会第31回会議で、1993年7月に制定された「科学技術進歩法」が改正された。同法は、科学技術の進歩発展を促すための国としての方針、施策を定めたものであり、最新の科学技術動向を踏まえて、今回全面的に書き改められた。科学者は、科学技術の高度化に対応して、自由に探求し、積極的にリスクを引き受ける姿勢が必要であり、たとえ成果が出なくても、失敗に寛容な研究体制を構築すべきとしている。また、創造精神を強化するには、知的財産権を尊重し、その保護のための制度確立が不可欠であるとしており、違法行為に対する罰則が強化された。さらに、国と地方政府の義務、科学技術政策決定のための体制整備、研究支援のための基金の創設、企業の科学技術研究の奨励などの内容が盛り込まれた。改正法は、2008年7月1日から施行されることになっている。

(鎌田 文彦・海外立法情報課)

## 【中国】看護師条例の制定

2008年1月23日、国務院の第206回常務会議で、「看護師条例」(中国語は「護士条例」)が制定され、同年5月12日に施行されることとなった(中国の「条例」は日本の「政令」に相当)。看護師の合法的な権利と利益の保護、看護行為の法的規範の明確化、看護事業の発展、医療の安全と人体の健康の保障が、条例制定の趣旨とされている。現行の中国の医療制度のもとでは、特に契約制の看護師について、待遇等の法的保障が不十分であることが問題とされていた。そのため、条例は、看護師の法的権利の保護を、最優先課題とする内容となっている。また、人件費節約のために、法定の看護師数を満たしていない医療機関が多いこと等を踏まえ、十全な看護体制の維持のために医療機関が果たすべき義務について規定している。さらに、看護のレベルを維持するための看護師の義務、地方人民政府の医療機関に対する監督義務等についても定めている。

(鎌田 文彦・海外立法情報課)

## 【中国】保安サービス管理条例(草案)の公表と意見募集

中国では、顧客の委託を受けて、警備、警護、施設巡回等の保安サービスを提供する企業が増加している。また、自ら保安業務部門を設けている企業や事業所も多い。国務院では、これらの保安事業全般を規制する条例の起草作業を行っている。国務院法制室は、2008年2月25日に、条例草案を公表し、3月3日まで、条例に関する社会の意見を募集した。ともすれば一般市民との間にトラブルを起こしがちな事業であるだけに、細心の注意をはらって起草作業が進められているもようである。草案は、保安員の次のような行為を禁止している。①他者の身体の自由の剥奪、②侮辱、殴打又はその教唆、③身分証等の没収、④公務の妨害、⑤暴力による、又はその行使の威嚇による問題の解決、⑥公民のプライバシーの侵害、情報漏えい、⑦その他法律が禁止する事項。このようなことにならないよう、保安サービス企業に対して従業員教育の徹底を義務付けている。

(鎌田 文彦・海外立法情報課)

## 【インドネシア】選挙法の改正－2009年総選挙に向けて

インドネシアで、2008年3月3日、国会(DPR)が「選挙法改正法案」を可決した。インドネシアの議会は、国政では、立法権を有する国会と、国会議員・地方代表議会(DPD)議員からなる憲法制定権を有する国民協議会(MPR)があり、地方には、地方議会(DPRD)がある。同改正法は、2009年に実施される総選挙に向けて、国会議員選挙、地方代表議会議員選挙、地方議会議員選挙に関する諸規定を改正した。インドネシアの選挙制度は、剰余票方式(選挙区の有効票数を定数で割った票数を議席獲得に必要な得票数である当選基数(BPP)とする比例代表制)を採用している。今回の法改正で、当選基数を超える剰余票の50%以上を獲得した政党が残余議席を獲得することになり、大政党に有利な選挙制度となった。選挙関連法では、2007年12月に政党法が改正されたほか、今後、2009年の大統領選挙に向けて大統領選挙法の改正や、立法機関組織法の改正が予定されている。

(遠藤 聡・海外立法情報課)

## 【フィリピン】政府高官等の議会での証言の制限に関する大統領令の廃止

フィリピンで、2008年3月5日、アロヨ大統領が「大統領令第464号」(EO464)を廃止した。EO464は、政府高官等の議会での証言を制限するために、2005年9月に同大統領によって発令されたが、その背景には、当時おきていた大統領辞任要求があった。EO464は、三権分立の観点及び大統領特権の原則から、行政部門の長または以下に掲げる者が議会で証言する際に、大統領の事前の同意が必要であると定めた。該当者は、①政府高官、②国軍将官、海軍将官、参謀総長監督下の将校、③警視正以上の警官、国家警察長官監督下の警官、④国家安全保障担当補佐官監督下の上級国家安全保障担当官、⑤大統領が指定した公務員である。EO464廃止により、上記の者には議会での証言を要請された場合、法に則って対処することが求められる。この措置は、2008年2月に政府機関ブロードバンド化をめぐる中国企業との汚職疑惑批判が高まったことへの対応であったと思われる。

(遠藤 聡・海外立法情報課)

## 【ベトナム】全国弁護士協会の設立準備

ベトナムで、全国弁護士協会を設立し、2008年7月に第1回総会を開催する準備が1月から開始された。これは、1月16日の「全国弁護士協会の設立に関する首相決定」(2008年第76号)に従い、かつ2006年7月に制定された「弁護士法」(第11期国会2006年第65号)に基づく措置である。同協会は、弁護士の利害関係を代表し、その専門性を高め、国家資格基準を保証することを目的とした全国レベルの法定機関として設立され、各地方の省弁護士協会所属の弁護士が自動的に会員となる。同協会の役割は、①弁護士の権利・利益の保護、②職業倫理の確立、③法律実務見習における司法省との協力、④定期研修計画の準備、⑤法廷服の規定、⑥法律扶助の際の弁護士報酬の免除・減額の規定、⑦法律の起草、調査、法律情報の提供、法律教育への参加、⑧国際的法律教育活動への取組みである。政府による財政支援は保証されているが、寄付・会費を中心に同協会は運営される。

(遠藤 聡・海外立法情報課)